



□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 255

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// I N D E X // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // // //

- 1・2022年5月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～チャイルドシート不使用で傷害を負った事故の責任
- 3・交通事故の裁判事例～休日の事故で死亡した上司の指揮監督責任を否定
- 4・今日の朝礼話題～自覚のない飲酒運転はありません
- 5・【新発売】「バス事業者のための初任運転者に対する指導・教育テキスト」
- 6・【好評発売中】小冊子「横断歩行者・自転車を見落とすな！」
- 7・【お知らせ】書籍／自己診断テストのデータ販売開始のご案内



★5月前半の安全管理ごよみ

◆1日（日）～31日（火）

——消費者月間（消費者庁）

◆1日（日）～9月30日（金）

——「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」期間（厚生労働省）

◆3日（火・祝）

——憲法記念日

◆4日（水・祝）

——みどりの日

◆5日（木・祝）

——子どもの日

◆8日（日）

——世界赤十字デー

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第102回 「チャイルドシート不使用で傷害を負った事故の責任」

【質問】

先日、知り合いの会社の社員が業務運転中に乗用車に追突し、3歳の男の子が死亡してしまいました。幼児はチャイルドシートを装備していたにもかかわらず、しっかりと着座していなかったとのこと。このような事故の場合、追突した知り合いの会社の社員の責任が重いのは当然ですが、チャイルドシートに子どもを座らせていなかった被害者の責任も見逃せないと思うのですが、いかがでしょうか？

【回答】

いわゆるチャイルドシートについては、道路交通法第71条の3第3項で「幼児を乗車させる際座席ベルトに代わる機能を果たさせるため座席に固定して用いる補助装置であって、道路運送車両法第三章及びこれに基づく命令の規定に適合し、かつ、幼児の発育の程度に応じた形状を有するもの」と定義されており、道路交通法上は幼児用補助装置という名称です。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2022/04/14/houritsu-102-childseat/>

■交通事故の裁判事例

今回は、会社の従業員が休日に職場の上司、先輩を乗せてゴルフコンペに向かう途中、後続車に追突され職場の上司が死亡した事故で、上司の従業員に対

する指揮監督責任が争われた事例を紹介します。

『休日に私用のゴルフに向かう途中の事故で、上司の指揮監督責任を否定』

【事故の状況】

平成27年5月16日午前7時19分ごろ、Aは自分の車に会社の上司、先輩を乗せて、ゴルフコンペに参加するために川崎市内の自動車専用道路の第3車線を走行していました。Aは第2車線に車線変更しようとしたところ、後続車と衝突しそうになったために、再び第3車線に進路変更しながら減速したため後続車と衝突しました。Aはそのまま第3車線上に停止していたところ、後続車Cに追突され後部座席に乗っていた上司のBが死亡しました。

Cは、Bの損害賠償の算定にあたって、BはAの上司であり指揮監督を行う関係にあったから、Aに大きな過失があるのはもちろんだが、そのうちの一部分はBにも責任があり、過失は40%を下らないと主張しました。

これに対してBらは、事故は休日にゴルフコンペに出かける途中に発生したものであり、会社業務の執行中に生じた事故ではないので、指揮監督を行う関係がなく、Aの過失をBにも一部過失があるとする事はできないと否定しました。

【裁判所の判断】

「Aは、会社においてBの部下であったものの、事故当時Aは会社業務の執行として車両を運行していたものではなく、休日にAが所有する車両に上司であるBや先輩を乗せて、私用のゴルフコンペに向かっていたに過ぎない」

「したがって、BがAに対して職務上の指揮命令関係を理由に、A車の運転について、Aに対して具体的な指揮監督を行うような立場にあったとはいえ、他にBがAの運行について指揮監督すべき事情があったと認めるに足りる証拠はない（A車が会社の社有車であったと認めるに足りる証拠もない）」

などとして、Aの過失をBの過失として評価することはできない、と否定しました。

ただ、BはA車が第3車線に停止してから事故が発生するまで避難することなく4分以上車内に留まっており、これについては10%の過失があるとし、Cが90%、Bが10%の過失割合を認定しました。

(神戸地裁 令和元年6月7日判決)

■今日の朝礼話題

『自覚のない飲酒運転はありません』

さる4月10日午前6時10分頃、福岡市内の道路を走行していた軽乗用車がふらつきながら走行しているのを警察官が発見し、飲酒検査をしたところ呼気1リットル中0・2ミリグラムのアルコールが検出されたため、現行犯で逮捕される事件がありました。

軽乗用車を運転していた男性は、元警察官で交通安全協会に勤務しており、「前日の夕方に缶チューハイを飲んだ。酒は残っていないと思った」などと話しているということです。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2022/04/15/jikaku/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【新発売】「バス事業者のための初任運転者に対する指導・教育テキスト」

※仕様 A4判／64ページ／カラー刷

※価格 1,800円（税別・送料実費）

バス事業者にとって、乗客を安全かつ確実に輸送するために、安全運行・事故防止は最優先事項です。特に初任運転者に対する教育は重要ですが、これまで具体的な教育テキストはありませんでした。

本書は、中国バス協会様のご指導のもと指導したテキストで、バス運転者として知っておくべき知識をイラストや写真を用いてわかりやすく解説しており、初任運転者教育を行う際に最適なテキストとなっています。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3uKiCd9>

■ 【好評発売中】 小冊子「横断歩行者・自転車を見落とすな！」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 770円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

近年、道路を横断中の歩行者や自転車が車に轢かれる事故が増加しています。事故の原因は、ドライバーが漫然運転をしていて前方をよく見ておらず、発見が遅れたケースがほとんどです。

本冊子では、対歩行者や自転車との事故が多く発生する6つの交通場面において、横断歩行者等を見落とさないためにチェックすべきポイントをイラストを用いて詳しく解説しています。

ぜひ事業所での対横断歩行者・自転車の事故防止に向けてご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3tfTMRf>

■ 【お知らせ】 書籍／自己診断テストのデータ販売開始のご案内

2022年1月より、社内ネットワークによる教育にご利用いただける弊社出版物のデータ販売を開始いたしました。

本サービスにより、多岐にわたる弊社の出版物を貴社の社内ネットワーク上にアップすることが可能になりますので、ぜひご検討くださいませ。

(※) 本サービスはデータの提供のみとなります。貴社の教育システム構築には対応しておりませんので、悪しからずご了承くださいませ。

●販売商品

パワーポイントファイル（書籍）、PDFファイル（自己診断テストデータ）

※いずれもテキスト取出しが可能です

●ご購入価格

基本料金（書籍／自己診断テスト1種）110,000円（税込）＋ご利用者1名ごとに77円（税込）

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3ISprNT>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（令和4年4月15日送信）

★次回の配信は令和4年5月中旬ごろを予定しています。

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

